

速習！民法 I 訂正

P 40 4行目から5行目を以下のように訂正します。

したがって、制限行為能力者が詐術を用いた場合でも、相手方が「詐術」であることを知っていた場合には相手方には誤信がないので、**制限行為能力者は取消すことができます。**